

【1984年1月26日】中央職業安定審議会に対する雇用保険法改正案要綱の諮問について
労働省

昭和59年1月26日

中央職業安定審議会に対する雇用保険法改正案要綱の諮問について

昭和59年1月21日に開催された中央職業安定審議会での雇用保険制度についての審議の結果を踏まえ、本日開催された中央職業安定審議会に雇用保険法改正案要綱を諮問した。その内容は別紙のとおりである。

雇用保険制度の改善についての具体的な考え方

59.1.26

1 失業の未然防止及び離職者の早期再就職の促進のための雇用対策の充実強化

第五次雇用対策基本計画に基づき、今後の急速な人口の高齢化、産業構造の転換等に対処しつつ、失業の未然防止及び離職者の早期再就職を図るための雇用対策を、特に高年齢者対策を中心として充実強化することとし、中央職業安定審議会にこのための雇用対策基本問題小委員会（仮称）を設け、具体的な対策の検討を開始する。

当面、高年齢者の就業希望に対応して、高年齢者層に関し、短時間勤務による雇用延長及び新規雇用の促進並びに定年後の早期再就職促進のための制度を創設する（2（1）、3（1）（2）参照）。

2 受給者の再就職をより容易にするための対策

失業者の求職活動を容易にし、早期再就職を図るといふ雇用保険制度の目的に鑑み、受給者の再就職がより容易となるよう、また、制度の不合理的な点を是正するため現行の失業給付の仕組み等について次のような措置を講ずる。

- （1）受給者が再就職するに当たり職場環境の変化等に対応できるよう必要な知識、技能の取得と職場体験を実施するための「再就職促進講習給付金（仮称）制度」を創設する。
- （2）求職者、特に受給者の就職促進に資するため、求人求職データをコンピュータに

蓄積、整理して、職業選択や採用募集等の雇用管理のためのきめ細かな情報を作成し、求人、求職者等に迅速に提供する「総合的雇用情報システム」の開発を進め、できる限り早期に運用を開始する。

- (3) 再就職意欲を喚起するため、受給者が早期に就職した場合には、次の表に掲げる「再就職手当(仮称)」を就職促進給付として支給する制度を創設する。ただし、濫用防止の見地から、再就職手当受給後3年以内に再就職した者に対しては適用しない。

所定給付日数	支給残日数	再就職手当の額
90日	45日以上	30日分
180日	120日以上	80日分
	90日以上	50日分
210日	140日以上	85日分
	105日以上	50日分
240日	160日以上	90日分
	120日以上	50日分
300日	200日以上	120日分
	150日以上	70日分

- (4) 現行の失業給付は、臨時に支払われた賃金及びいわゆる賞与等を含んだ総賃金を基礎として算定され、かつ非課税とされているが、その額は、就労中の手取賃金とあまり変わらない額となっており、労働市場における通常の再就職賃金の額とかなり差があるという現状にある。また、離職時期が賞与等の支払時期を含むか否かによって給付額が異なるなどの不合理な面がある。このような状況に鑑み、これらの臨時の賃金等を基本手当の日額等の基礎となる賃金の範囲から除外する。ただし、基本手当日額表における80%以内で60%を超える給付率とする範囲を現行の1等級～13等級から1等級～20等級へ拡大するとともに、賃金日額の下限を20%、上限を10%それぞれ引き上げることにより基本手当の日額を引き上げる(基本手当の日額の最低額2,140円、2,570円、最高額6,670円、7,330円)。
- (5) 現行の所定給付日数は主として年齢によって定められており、高年齢者層を中心に給付と負担の不均衡が拡大していることに鑑み、これを年齢等就職の難易度に応じて定められるという原則は維持しつつも、被保険者期間の長短をも考慮に入れて次の表のとおりとする。

ただし、企業倒産による解雇者等のうち特に就職が困難である等の事情により必要があると認められる受給者については、個別に給付日数を延長する制度を設ける。

年齢	被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
	30歳未満		90日(90日)	90日(90日)
30歳以上45歳未満		90日(180日)	180日(180日)	210日(180日)
45歳以上55歳未満		180日(240日)	210日(240日)	240日(240日)
55歳以上65歳未満		210日(300日)	240日(300日)	300日(300日)
就職困難者	55歳未満	240日(現行どおり)		
	55歳以上65歳未満	300日(現行どおり)		

注1 ()内は現行。

注2 被保険者であった期間が1年未満の場合は現行どおり90日。

- (6) 離職を決意する際の慎重な判断を期待し、また離職後の再就職意欲の昂揚を図るため、正当な理由のない自己都合退職者等の給付制限期間(現行1箇月以上2箇月以内の期間)を、1箇月以上3箇月以内の期間とするとともに、給付制限期間内であっても再就職した場合には、再就職手当を支給する。
- (7) 求職者、特に受給者の求職活動を援助し、就職意欲を喚起するため、求職者の職業選択の自由にも配慮しつつ、公共職業安定所における職業指導及び職業紹介を強化するとともに、正当な理由のない就職拒否等に対する給付制限制度及び不正受給者に対する納付命令制度について、これらが有効に機能するようその運用基準の見直しを行い、別途具体案を作成の上中央職業安定審議会に諮る。

3 引退過程にある高年齢労働者に対する措置

引退過程にある高年齢労働者の引退志向や多様な就業ニーズに対応しつつ、60歳代前半層における多様な雇用機会の確保を図り、労働生活からのなだらかな引退を可能とするよう、次のような措置を講ずる。

- (1) 60歳代前半層において短時間勤務希望者が増大していることに鑑み、短時間勤務による雇用延長についても現行の高年齢者雇用確保助成金の支給対象とするとともに、この年齢層の受給者を短時間勤務により雇い入れる事業主に対する助成措置として「高年齢短時間労働者雇用助成金(仮称)制度」を創設する。
- (2) 定年退職者等の早期再就職を促進するため、退職前の事業主のあっ旋によりこれらの者を雇い入れる事業主に対する助成措置として「定年退職者等雇用促進助成金(仮称)制度」を創設する。
- (3) 定年退職者等には退職後一定期間経過後に再就職活動を開始することを希望する者

があることに鑑み、これらの者については、再就職活動を開始した時期（離職後 1 年以内を限度とする。）から受給期間（原則 1 年間）が始まるものとする。

- (4) 高年齢者の就業希望や労働市場の状況等に鑑み、65 歳以降に離職し、失業した場合には、基本手当の支給に代えて、次の表に掲げる「高年齢者給付金（仮称）」を支給する制度を創設するとともに、65 歳以上の高年齢者が新たに就職しその後離職した場合に再び常用就職をすることは一般には困難であるという実情にも鑑み、65 歳以降に新たに就職する場合には被保険者としめないこととする（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上
給付金の額	50 日分	100 日分	120 日分	150 日分

- (5) 60 歳前半層の高年齢者の雇用の進展、これらの者に対する雇用助成措置の充実、強化等に鑑み、保険料の免除年齢（現行 60 歳以上）を 64 歳以上とする。

4 日雇労働求職者給付金の改善

一般被保険者についての基本手当日額の引上げとの均衡を考慮し、現行の 3 段階（第 1 級 4,100 円、第 2 級 2,700 円、第 3 級 1,770 円）から 4 段階（第 1 級 6,200 円、第 2 級 4,100 円、第 3 級 2,700 円、第 4 級 1,770 円）とする。これに伴い、印紙保険料も 4 段階とする。

5 実施の時期

以上の措置は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

6 保険料率の改定

上述の措置の運用の推移をみつつ、保険財政の健全な運営を確保するため必要かつ最小の範囲内で保険料率を改定する。